

滋 賀 県

平成 30 年 7 月 25 日

交通安全対策室だより

No. 252

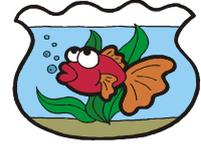


滋賀県土木交通部

交通戦略課

～インデックス～

- | | |
|------------------------------------|---------|
| 1 滋賀県交通安全推進大会 開催案内 | 【資料 1】 |
| 2 葛川小学校での自転車安全利用についての交通安全教室 | 【資料 2】 |
| 3 平成 30 年上半期交通事故発生状況 | 【資料 3】 |
| 4 市町における交通安全対策の取り組み (甲賀市) | 【資料 4】 |
| 5 市町における交通安全対策の取り組み (日野町) | 【資料 5】 |
| 6 自転車を安全に利用するために (小学校高学年用) | 【資料 6】 |
| 7 滋賀県交通安全スローガン募集 | 【資料 7】 |
| 8 交通安全ファミリー作文コンクール募集 | 【資料 8】 |
| 9 交通安全マナーアップ広報啓発テレビ・ラジオ放送発信中 (8 月) | 【資料 9】 |
| 10 交通事故相談所のご案内&交通遺児にご支援を | 【資料 10】 |
| 11 高齢者交通安全指導員養成講座を終えて | 【資料 11】 |
| 12 滋賀県の交通事故発生状況 | |
| (1) 平成 30 年 6 月末現在の交通事故発生状況 | 【資料 12】 |
| (2) 市町別交通事故発生概要 | 【資料 13】 |
| (3) 県内の交通事故月別発生状況 | 【資料 14】 |
| 13 ふれあい通信 第 12 号 | 【資料 15】 |
| 14 セーフティメール 第 7 号 | 【資料 16】 |



【交通安全クイズ】

自転車に乗る時は、車道の右端を走るのが原則である。○か×か？

【答え】 ×：自転車は車道の左端を走るのが原則です。ただし、13 歳未満の子どもや 70 歳以上の人、体の不自由な人は歩道を走ることができます。また、交通量が多い場所や道路工事の場合など車道の左側部分を通行することができないときなどは歩道を通行することができます。

【8 月の行事予定】



- | | |
|--------------|------------------------|
| 8 月 1 日 (水) | 交通安全啓発日・自転車安全利用日 |
| 8 月 15 日 (水) | 近畿交通安全日・高齢者交通安全の日 |
| 8 月 20 日 (月) | シートベルト・チャイルドシート着用啓発日 |
| 8 月 24 日 (金) | 飲酒運転根絶啓発日、飲酒運転について考える日 |
| 8 月 27 日 (月) | 近江路交通マナーアップ運動 |
| 毎週金曜日 | ノーマイカーデー (公共交通機関利用促進日) |

7 月 1 日 (日) ~ 10 月 31 日 (水) 平成 30 年度交通安全無事故運動実施期間
9 月 7 日 (金) 滋賀県交通安全推進大会 (守山市民ホール)

このたよりは、市町別の交通事故発生状況、交通安全行事等、交通安全対策に関する様々な情報を提供するとともに、関係機関・団体相互の情報交換に活用したいと思っておりますので、各関係機関・団体の独自の施策や各種行事等があれば、積極的に連絡していただきますようお願いします。

★電子データが必要な場合はお問い合わせください。また、滋賀県HP「交通安全対策室だより」でサイト内検索をすると見られます。 <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/kotsu-s/index.html>

スローガンの応募は↓

滋賀県交通安全対策室だより

滋賀県交通安全スローガン

